「出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の規定に基づき同法別表第１の５の表の下欄に掲げる活動を定める件第５５号に規定する法務大臣の定める特定自動車運送業準備外国人支援計画及び特定自動車運送業準備雇用契約の基準等を定める件の一部を改正する件（案）」に係る行政手続法第４３条第５項の規定による公示について

令　和　８　年　４　月
出 入 国 在 留 管 理 庁

１　改正の趣旨

出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び１号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件(令和６年国土交通省告示第１３６２号)の一部改正に伴い、「出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の規定に基づき同法別表第１の５の表の下欄に掲げる活動を定める件第５５号に規定する法務大臣の定める特定自動車運送業準備外国人支援計画及び特定自動車運送業準備雇用契約の基準等を定める件（令和７年法務省告示第３６号）について所要の改正を行う。

２　意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由

本件は、出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び１号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（令和６年国土交通省告示第１３６２号）の一部改正に伴い、当然必要となる規定の整備を行うものであり、行政手続法（平成５年法律第８８号）第３９条第４項第８号の「他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。」に該当するため、意見公募手続を実施しませんでした。